

## 賃貸住宅管理業法の施行スケジュールについて

- ◎本年6月12日に成立し、6月19日に公布
- ◎施行は2段階

### 第1段階・・・サブリース 広告・勧誘等の規制

→ **令和2年12月中旬施行**

#### 【主な内容】

1. 不動産勧誘行為の禁止
  2. サブリース契約締結前の重要事項説明etc.
- ※現在上記の施行に向けたガイドライン等を検討中

### 第2段階・・・賃貸住宅管理業の登録制度の創設

→ **令和3年6月中旬施行**

#### 【主な内容】

1. これまでの任意の登録制度を法定化し、受託管理業者については原則登録を義務化（管理戸数200戸未満の事業者は対象外となる予定）
2. 登録事業者には以下が義務付けられる。
  - ア 事務所ごとに業務管理者を配置
  - イ 管理受託契約前の重要事項説明
  - ウ 財産分別管理
  - エ 定期報告

## 業務管理者になるための講習体系について(案)

- ◎賃貸住宅管理業の登録をする場合、事務所ごとに「業務管理者」の配置が必要
- ◎業務管理者は一定の講習を受けた宅地建物取引士及び賃貸不動産経営管理士が想定されている
- ◎講習体系については、国交省の「賃貸住宅管理業法の施行に向けた検討会」において本年末以降決まる見込み

<以下検討会URL>

[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei\\_const\\_tk3\\_000173.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk3_000173.html)

<法施行～当面の間（見込み）>

宅地建物取引士

賃貸不動産経営管理士

講習

※実務経験が一定  
年数未満の者は別  
途実務講習

(講習)

業務管理者





# 賃貸住宅管理業法の施行スケジュール

